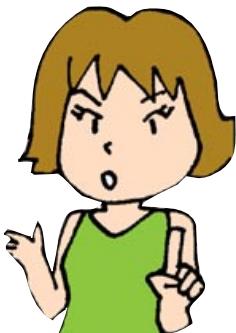


車に乗せてもらうのは楽しい。でも危険もある



先輩や友人の車でドライブするのは、
楽しい反面、免許取り立ての人が多く、
危険も伴う、ということを頭に入れておいて！

まとめクイズ

Yes、Noのどちらかを選んでください

Q1. 四輪車を運転する18歳の人が起こす
人身事故発生率は、他の年代と比べて、
とくに高くない。

Yes **No**

Q2. 16歳から18歳までの人が、四輪車に
同乗していて事故にあった死傷者数は、
男性より女性のほうが多い。

Yes **No**

Q3. 若いドライバーが年下の人を乗せていると
運転は慎重になるのが一般的。

Yes **No**

Q4. 同乗していた車が事故を起こし、ケガをした場合、
同乗者は被害者なので、どんな場合でも
運転者に100%の損害賠償をしてもらえる。



→解答は次ページに！



まとめクイズの解答と解説

Q1. No

事故の発生率を他の年代と比較するには、その年代の免許保有者数のなかで、どれくらいの割合で第1当事者(加害者)として事故を起こしているかを見る必要があります。下のコラム1のグラフのように、事故率では18歳が一番高くなっています。

Q3. Yes

年上の人や同乗しているときは慎重になるが、同年代または年下の人や同乗している場合は、危険な運転になりがちだと、いわれています。



Q2. Yes

高校生年代で運転免許を取る女性は多くありませんが、四輪車に同乗して事故にあう女性は16歳から20歳にかけて、年齢が上がるほど多くなります。運転しないから、事故に関係ないと女性は思いがちですが、同乗者として事故にあっています。

Q4. No

事故の刑事責任は運転者にあります。しかし損害賠償責任(民事責任)では、たとえば「同乗者が安全のためにスピードを下げるよう運転者に言わなかった」「運転者が酒を飲んでいるのがあらかじめわかっていたが、同乗した」などの理由で、損害賠償額が減額されることもあります。

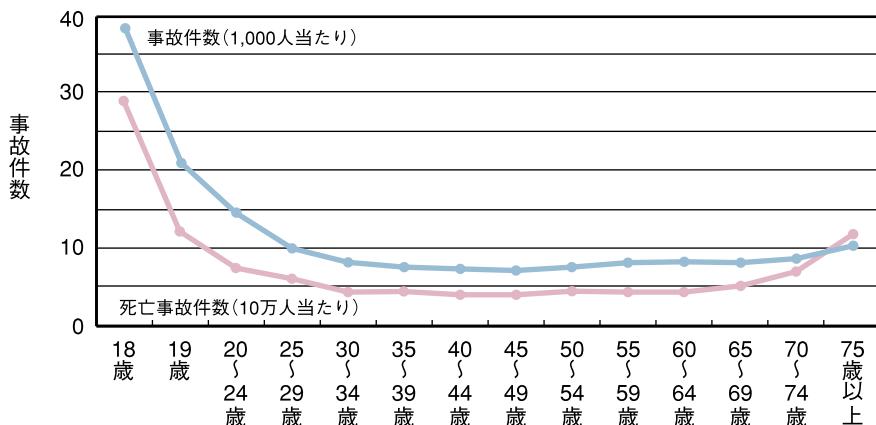
車に乗せてもらったとき、
ドライバーをあおっては
いけません。

コラム 1

先輩や友達はどんなドライバーが知っておこう

年齢層別に事故率を見たのですが、
18~19歳が他の年齢よりはるかに事故を起こしやすいことを示しています。

グラフ1 年齢別四輪免許保有者に対する四輪運転者の死亡・負傷事故件数の比率(第1当事者※)



※第1当事者:加害者

(財)交通事故総合分析センター 平成20年

●友達や先輩の車に乗るリスクを考えよう

同乗者を乗せたときの若いドライバーの特徴を知っておくこと。

目立ちたがり、競争好きのドライバーは要注意

交通事故というと四輪車などを運転しているときの事故をイメージしがちですが、高校3生年代では、「運転中」と同じくらい四輪車に「同乗中」の事故があります。

高校生になると先輩や友達の車に乗せてもらう機会が増えます。若くて免許取り立てのドライバーが人を車に乗せるときの特徴として、「自分の運転をほめられたくて無理な運転をしがち」「仲間にあおられると危険なスピードでも出してしまいがち」「追い越されたりすると、対抗して競いがち」といったことがあります。

同乗者は、運転者に命を預けているわけですから、危険な運転をしないようにさせることが必要です。どんなにドライブが楽しく、盛り上がっていても、運転者をあおったり、けしかけたりしてはいけません。みんなのムードがしらけても、運転者が怒っても、「スピードを下げさせよう」という勇気を持つことが大切です。

安全運転に協力しよう

命を守るために第1の条件は、自分が同乗する四輪車のドライバーが、運転経験がどれくらいあるか、乱暴な人か慎重な人かなど、乗せてもらって安心か



「スピードダウンしよう」の一言が大切です

どうかをまず考えることが大切です。

乗せてもらったあとは、運転が安全であるように運転者に協力すること。「前の車を追い越せ」「スピードをもっと出して」など、安全運転に協力せずに事故が起きた場合、同乗者も責任を問われることを知っておきましょう。

同乗するときの心得として、助手席ではもちろん、後部座席でもシートベルトを着用すること。後部座席に同乗中の致死率をシートベルト着用と非着用で比較すると、非着用の致死率は、着用時の2.7倍にもなります。

コラム 2

同乗者の損害賠償額が減額された例

●深夜ドライブで仲間の車を追い越したときにハンドル操作を誤り、同乗者（被害者）が死亡。

同乗者は、定員超過で車に乗り、運転者（加害者）が1人で運転し疲れていたことを知っていたし、スピードを楽しむ雰囲気づくりに関わっていたとして損害賠償額の25%減額。

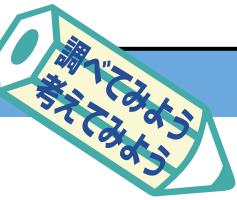
●運転者（加害者）は転落事故を起こし、友達の同乗者（被害者）にケガをさせた。

同乗者は、運転者の免許取得が1ヶ月半前で運転技術が未熟であったこと、雑談のあとほぼ徹夜状態で疲労して運転していたことを知っていた。さらに高速で運転していたことを知っていたのにスピードを落とすようにいわずにドライブを楽しんだとして、損害賠償額の15%減額。

飲酒運転の車に同乗して損害賠償が減額された例

●深夜、同乗者（被害者）が運転者（加害者）と一緒に酒を飲み、自宅に送ってもらう途中、ガードレールに衝突して同乗者はケガをした。

同乗者は運転者がかなり酔っていたことをわかっていたとして損害賠償額の20%減額。



新聞や本などの資料、インターネットなどを使って、調べて考えてみましょう

・これまで年の近い先輩や知り合いの車に乗せても
 らったことがありますか？ そのときはどんな感

 じでしたか？



・家族の車に同乗するとき、シートベルトをしてい
 ますか？



・同乗したくない人に誘われたときの、断る言い訳
 をいくつか、考えておきましょう。



同乗中の事故は若者に共通の事故

澤 喜司郎 山口大学経済学部教授

MESSAGE

2000年4月、ある音楽系サークルの学生が数台の車に分乗して隣の町まで夕食に出かけました。その帰路に最後尾を走っていた車が他車とはぐれ、道に迷い、細い路地から制限速度を上回る速度で信号機のない交差点に一時停止をせずに進入しました。その後、右方向から走行してきた会社員が運転する乗用車と衝突。会社員の車には同乗者はなく、会社員はシートベルトを着用していたために軽い打撲傷ですみました。

学生の車には5名が乗車し、運転していた学生と助手席の学生はシートベルトを着用していたためにすり傷程度の軽傷でしたが、後部座席に同乗していた3名の学生は4月に入学したばかりの1年生で、シートベルトを着用していないかったために車外に放出され、うち2名が即死し、1名が脳挫傷による重傷を負いました。

この交通事故には、1件の事故で死傷者が多数出るという、若者の事故にはほぼ共通する特徴があります。事故の原因は大学生の運転技術の未熟さにあります。何よりも問題なのは「安易な同乗」であり、それは事故が起きた場合に被害が拡大する原因となっているのです。